

集団自決についての裁判と教科書問題

金城重明さんなど、数少ない生存者は「日本軍の命令による集団自決はあった」と述べている。そして、ノーベル平和賞を受賞した大江健三郎さんはそれを総合し、「沖縄ノート」という本の中で、「日本軍の命令による集団自決はあった」ということを書いた。

死者に口は無いから、無理でも誰かがその何千人もの死者の思いを代弁しようとしないと釣り合いが合わない。金城重明さんや大江健三郎さんはそれをやってきたのだと思う。

しかしその一方で「日本軍の命令による集団自決はなかった」という人たちもいる。元陸軍海上挺進隊第一戦隊長、梅沢裕さんや、曾根綾子さんという作家などだ。

曾根綾子さんは「日本軍の命令による集団自決は幻想だ」と書いている。

梅沢裕さんは、大江健三郎さんに対して名誉毀損の裁判を起こした。

この裁判は今の時代の波にのっている気がする。

その波というのは、「日本も軍事力を持つべき」という考えだ。

集団自決の事実は「軍隊がいたから、市民が殺された」という事を言っている。つまり「軍隊は市民を守るどころか、殺すものだ」という軍隊の否定だ。それは「日本も軍事力を持つべき」という考えを否定している。すると「日本も軍事力を持つべき」と考える人たちにとっては邪魔なものということになる。

そしてさらに、裁判がおきたことで高校の教科書から「日本軍の命令による集団自決はあった」という文章がなくなる。だがこれはとてもおかしいことだといえる。それは「ナチスによるアウシュビッツの大虐殺はなかった」という人がいるから、その事実をなくすのと同じことだと思う。今でも、そのような「歴史修正主義」の人たちはいる。あるイデオロギー(考え方・思想)に沿って歴史をねじ曲げてしまうのだ。けれどそれを容認したら、過去が過去ではなく、誰かにとって都合の良い物語になってしまう。

暗い部分を見ないようにしてしまったら、反省がないし、進歩も無い。

それでは過去から今にいたるまでの長い歴史の意味がなくなると思う。